

# 平成29年度 ツキノワグマ管理検討委員会

日時 平成29年10月24日(火) 10:00~12:00

場所 岩手県民情報交流センター アイーナ 研修室810号

<p>【 事 務 局 】</p>	<p>「 1 開会」                  「 2 あいさつ」                  「 3 委員紹介および議長選出」</p>
<p>【 由 井 委 員 長 】</p>	<p>議事に入りますが、最初に一言申し上げます。                  例年、ツキノワグマによる人身事故件数については、岩手県は全国 1 位から 3 位くらいに入っており、多数の事故が起きております。その一方でツキノワグマについて、最近様々な論文が出ておりました山桜やコクワ等の多くの有益な植物を山の上の方へ運び上げているという役割がますます明らかになっております。この岩手の緑の自然がツキノワグマによって成り立っている部分もあるわけです。そういう意味で、事故はありますけれども、何としても共存していかなければいけない。ツキノワグマの個体数の科学的管理と地域の方による被害の防除、未然防止に努めていただき、共存を図りたいと思っておりますので。今日の論議もその観点からよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。                  平成 29 年度ツキノワグマ管理施策の取組状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>【 事 務 局 】</p>	<p>「 4 議事( 1 )平成 29 年度ツキノワグマ管理施策の取組状況について」資料により説明</p>
<p>【 由 井 委 員 長 】</p>	<p>事務局から平成 28 年度から 29 年度の人的被害、農作物被害、県の取組状況及びモニタリング結果等について説明がありました。                  質問等あればお願いします。</p>
<p>【 菅 野 委 員 】 ( 岩手県猟友会 )</p>	<p>今までの被害状況や様々な調査の結果が出ていますが、実際目撃情報や有害捕獲も多い中で、クマの頭数が岩手県内で推定何頭ぐらいいるかは前から変わっていないのでしょうか。以前 3,400 頭と聞いておりましたけれども、一部地域でのヘアトラップ調査や春季捕獲時の調査は西和賀とか八幡平等の限定されたところのものだけで、どちらかというと北上高地の部分の調査が抜けているような気がします。</p>
<p>【 事 務 局 】</p>	<p>北上高地では遠野市でヘアトラップ調査を実施しています。ヘアトラップ調査は花巻市でも実施しておりますが、これらの一部地域の調査結果から全体の個体数を推定することは難しいため、個体数の変動を確認しているということになります。</p>

	<p>個体数密度の結果からは、遠野市に関しては 0.3 頭程度で推移していますので、大きな変動はないと考えております。</p>
【由井委員長】	<p>この後の捕獲上限設定の議題に関わってきますが、資料 10 - 1 を見ていただければ、北奥羽と北上高地それぞれの生息頭数が 2017 年 11 月現在で一応載っています。北奥羽が 1,132 頭、北上高地が 1,797 頭で、北上高地が多いのが分かりますが、合計で約 2,900 頭くらいですね。3,000 頭弱となって、この数値が正しいとするとやや減っているということになりますが、小規模なヘアトラップ調査のみで、大規模なヘアトラップ調査は繰り返してやっているわけではないので、今後やはり生息数について正確なところを知りたいので、ヘアトラップ調査等は強化する必要があると思います。</p>
【宇野委員】	<p>関連して、本文資料 6 ページの花巻のヘアトラップの結果では密度が倍になっているようですけれども。先ほどの説明でブナの影響と言われていましたが、それはブナの実の豊作によってクマの数が増えたというような見解でしょうか。それとも春先から夏ぐらいまでのヘアトラップ調査の時期に、ブナの花が非常にあってクマが集まってきているために増えたということでしょうか。</p>
【事務局】	<p>ヘアトラップ設置場所のブナの状況は地点によって違うと思いますが、増えた影響というのは、平成 27 年度の豊作によって繁殖率への影響があったのではないかと考えております。ヘアトラップ調査では幼獣と成獣の区別はつきませんので、産子数が増えたことにより密度が増える状況があったのではないかと推察しております。</p>
【宇野委員】	<p>わかりました、ありがとうございます。</p>
【由井委員長】	<p>補足しますと、2013 年と 2015 年の秋に東北、特に岩手県はブナが大豊作でした。1 年間隔で 2 年間大豊作となりましたが、私共もいろいろな人に聞きましたし、自分でもそのように感じますが、山中にクマの 1 年仔、2 年仔がたくさん走り回っています。その数は従来に比べて非常に多いので。やはり 2014 年の春と 2016 年の春に多く生まれたと思います。</p> <p>2016 年についてはまだ親から離れてないのでヘアトラップにかからないかもしれないけども。2013 年から 2014 年にかけて生まれた子供が 1~2 歳で今走り回っているのが非常に多く目立っていると思います。また、2016 年の春もさらに子供が生まれていますので、全体的にも増えているような気がします。</p>

	<p>あまり増えすぎれば、個体群内の内部的な闘争で減るとするのは事実です。今年のように、またブナが凶作になれば自然に餓死して、死んでしまうということがあり得ます。この辺は県や青井先生が分析されていると思います。</p> <p>他に何かございますか。</p>
<p>【青井委員】</p>	<p>また引き続き関連して、生息数の動向の問題ですが、春季捕獲時の痕跡調査について資料 9-2 ですが、痕跡発見率のグラフがあって、西和賀と特に八幡平でかなり減っています。秋田へ移動した可能性も十分にありますが、秋田県境沿いの市町村のクマというのは日常的に秋田と岩手を行ったり来たりしています。県でやっておられる GPS テレメトリ調査の結果でもそのように出ておりますので、秋田でどのような対応をしているかがどうしても欠かせない情報となります。</p> <p>秋田は御存知のように、例の鹿角のクマによる死亡事故が起きたこともあって、去年も多数のクマの駆除をしています。秋田の推定生息数は 1,000 頭といわれていますが、駆除数が 500 頭です。1,000 頭というのは実際、過小評価とは思いますが、いずれにせよ相当数捕獲したということがあるので、そのようなことが、岩手県側での痕跡発見率に影響している可能性は十分にあると思います。</p> <p>先ほどの御説明にもありましたが、北東北 3 県での情報交換会を毎年やっておられますが、毎年やっておられる会の成果というのはあまり見えてきていません。例えば秋田の生息数推定方法は、かつて岩手で行っていたようにハンターが痕跡調査をやっているわけですが、その方法では雪解けの状況等により過少推定になる可能性があります。秋田は今年からカメラトラップ調査をやるようですが、一番望ましいのは岩手県と秋田県が連携して一つの地域個体群として捉え、同じ手法で秋田県側と岩手県側で生息数推定して北奥羽の地域にはどのくらいのクマが生息しているかを出した中で捕獲上限を検討していくのが一番理にかなっているというか、必要なことだと思いますので、是非、統一手法でやるようなことを提案していただきたいと思うところで</p>
<p>【由井委員長】</p>	<p>事務局よろしいですか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>連携については、今度予定されている会議の場でも意見交換しながら今後の方向性を話し合っていきたいと思っております。またその成果については、来年のこの場になるとは思います。御報告したいと思います。</p>

【由井委員長】	クマについて研究できるような研究組織・人材を強化してくださいと、秋田を含めて他の県にも言うておく必要がありますね。
【宇野委員】	<p>関連してよろしいでしょうか。</p> <p>岩手県はヘアトラップ調査で遺伝子の分析をしていますが、他県はそのような分析できる機関がなくて、秋田、宮城、今年は下北もやっていますけれども、カメラトラップ調査になっているので、今後どうやって調査方法を統一していくかが一つの課題となる気がします。</p>
【由井委員長】	<p>他県で採取した毛の分析について、岩手大学との連携等も視野に入れてもいいかもしれませんね。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>平成 29-30 年次ツキノワグマ捕獲上限数について、事務局より説明をお願いします。</p>
【事務局】	「4 議事(2)平成 29-30 年次ツキノワグマ捕獲上限数について」資料により説明
【由井委員長】	それでは只今の説明につきまして、御質問等お願いいたします。
【由井委員長】	資料 10-1 左下の参考に、パラメータがあって雌雄の比が 1:1 となっています。実際の平成 28-29 年次の捕獲されたものの雌雄比は、表ではわかりませんね。
【事務局】	<p>表には入っていません。</p> <p>上限の算定上、実際に捕獲した雌雄比は出します。2 歳以上の個体における雌雄比は概ね、雌 1 に対して雄 2 となり、2 倍程度雄の捕獲が多い状況です。</p>
【由井委員長】	実際の捕獲割合は、ほぼ毎年雄が多い状況です。このような捕獲が続いていると、実際に現在山中のクマの性比というのは 1:1 ではない気がします。どうでしょうか菅野委員。

<p>【菅野委員】 (岩手県猟友会)</p>	<p>捕獲は有害捕獲が圧倒的に多いですね。有害捕獲ですと、箱わなによる捕獲が主になる。どちらかという雌の方が警戒心が強くてなかなかわなにかかりにくく、雄のほうがわなにかかりやすいというような傾向があります。実際に生息しているのは雄が多いか雌が多いか分かりませんが、捕獲を試みれば雄のほうがかかりやすいということです。</p>
<p>【由井委員長】</p>	<p>そうすると、この資料 10-1 の現在の生息数のうちの雌雄比は、現状にやや近い数値になっていると思いますが、それでも性比 1:1 で計算しているというのは大丈夫ですか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>性比 1:1 は、あくまで出生の段階の比率として設定しています。</p>
<p>【由井委員長】</p>	<p>実際の計算は、表のとおりということでわかりました。</p> <p>ただ、実際に有害捕獲の際、猟友会の菅野委員から説明がありましたとおり、雄がより捕獲されている状況が続いていると、総捕獲頭数の上限を設けて管理するという考え方からすると、雄をいくら捕っても雌がたくさん残りますので、シカと同じで雄をたくさんとっても雌の繁殖率が変わらないという状況になるので、少し矛盾が残っていると思います。</p> <p>将来ツキノワグマの総数が増えるような傾向があるときにどのような捕獲をするかということを考えていかなければならないですね。これは課題ということで今後とも各年度のこの検討会の時に検討していきたいと思います。</p> <p>他にございますか。</p>
<p>【佐藤委員】</p>	<p>岩泉町です。そもそもツキノワグマの個体数は、明確な数字が出ているわけではないようですが、その中で、事前配分頭数 15 頭とありますが、市町村の配分枠というのを撤廃していただきたい。</p> <p>クマについて、かなりの数の被害情報が入っています。このような中で、15 個のわなを回すというのも大変な部分もありますし、わなのないところでは、追い払いしている状況です。特に岩泉町では担当課が農林水産課ということで一次産業を担当しておりますが、クマに果樹をやられたとか、デントコーンがやられて牛にやる餌が減ったとか、かなり深刻な問題があるので、有害鳥獣の捕獲に関しては各市町村への配分枠というのをなくしてほしいというのが私の意見です。</p>
<p>【由井委員長】</p>	<p>県の方はいかがですか。</p>

【 事 務 局 】	まず事前配分頭数というのは捕獲の上限ということではありません。別途被害に対して1件ずつの通常の許可申請ができます。
【 佐 藤 委 員 】	<p>それだと対応が遅くなる。被害があった際に県へ申請しても許可が出るまで早くても1日2日かかります。その間、クマは毎日やってきます。事前配分された部分で許可する場合は担当が現場を確認した後、市町村の判断で猟友会にお願いして、すぐにわなをかけることができますので、その分被害が少なくて済む。</p> <p>許可の基準に合っていれば、許可されるのだから、市町村にもう少し任せてもらいたい。クマを捕獲するのが目的ではありませんが、農林水産物の被害を収める為にもそのようにしていただきたい。</p> <p>そもそも個体数が明確化していないので、有害鳥獣捕獲に関しては、市町村の判断で許可を出せるようにしていただきたいということです。このように考えているのは岩泉町だけではないと思います。</p>
【 事 務 局 】	ツキノワグマに関しては個体群を維持しながらの個体数の管理という観点があります。全体の個体数からどの程度捕獲できるかということをも県で把握しながら管理している状況です。そのために、最初に基本となる追い払いや防除対策をやっていただいているかを確認しながら進めていますが、シカやイノシシのように権限を移譲することになると、それぞれの市町村ごとに現在県がやっているような捕獲の影響等のモニタリング調査が必要になると考えられますので、今の段階では困難と考えております。
【 佐 藤 委 員 】	市町村は防除についてはかなり頑張っています。町単独で電気柵設置の補助や、追い払いのためのサウンドパンチャー（爆音機）等を貸出してやっています。やっても入ってきます。
【 事 務 局 】	先ほど委員長からお話があったように、共生という部分がありますので、上限なしにというのは難しい。基本は1件ごとの県の許可というところを特例的に試行している段階ですので、捕獲のない他の市町村との調整できる部分があれば調整することで、当面は対応していかざるを得ないと考えています。

<p>【由井委員長】</p>	<p>各市町村の枠を撤廃して自由に有害捕獲といたしますか、迅速に対応して、どんどん捕獲するという事になると、たぶん全体の捕獲上限をすぐに超えてしまうので、県では翌年の全体の捕獲上限数を計算する時に、大幅に捕獲上限数が減ることになるので、結局元に戻ってくることとなります。それよりは全体で統括をとって進めたほうが市町村間のバランスもとれるのではないかと考えています。</p> <p>また、各市町村がそれぞれでやった場合、今県から話があったように、その生息数の増減について独自に調査しなければいけないということがあります。</p> <p>今後考えられるのは、例えば地域ごとの協議会は市町村を超えて開かれています。県では、北上高地と北奥羽を分けていますが。地区管理協議会単位で総捕獲上限数を設けてそれを重視するという体制ができれば可能かもしれませんが、それは各地区の協議会に、そのような計算や調査ができるスタッフを配置しなければならないので、すぐにはなかなか難しいなことだと思います。</p> <p>他の市町村ということで、盛岡市からは、何か御意見ありませんか。</p>
<p>【千葉委員】</p>	<p>盛岡では今のところ大きな問題はでていません。</p>
<p>【藤澤委員】</p>	<p>私も盛岡が担当ですが、今のところ特に問題ありません。</p> <p>ただし目撃情報がかなりあります。先ほどから議論がありますけれども、盛岡近辺はクマは減っていないという実感を持っております。</p>
<p>【菅野委員】 (岩手県猟友会)</p>	<p>奥州市の場合ですが、金曜夕方から土曜日に出没が多い。振興局へ申請しようとしても土日は対応していないので、週明けになってしまうため、被害が拡大するという事はあります。</p>
<p>【由井委員長】</p>	<p>予め配分している数に余分があれば、前年度の実績で有害捕獲とか出没数とかを見て足りなかったという所に重点的に配分するというような余裕はありますか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>あくまで捕獲上限の範囲内で市町村へ配分していますが、県の許可の部分も残しておかなければならないので、あまり余裕はありませんが多少であれば調整は可能です。</p>
<p>【由井委員長】</p>	<p>手持ちの数の中で多少は調整できるということですね。</p> <p>もう一つは金曜日の夜に被害が多いという場合の対応策ですが、緊急時に対応できる組織はありますか。</p>



【事務局】	原則緊急の場合は電話でも口頭で許可を出すことは可能です。
【由井委員長】	緊急の連絡先等は各市町村で確認していただいて。その他、地区管理協議会の役割を含めてですね、今後とも検討していきたいと思いません。
【藤村委員】	質問ですが、例えば岩泉町は沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター管内となりますが、例えば緊急時は、隣の宮古市から何頭か回してもらおうという融通は可能ですか。
【事務局】	現在、市町村間のやり取りはされていない状況ですが、捕獲上限数の範囲内の話ですので、特に問題ないと思います。
【藤村委員】	同じ地域内の市町村で融通しあうのは、北上高地とか北奥羽地域個体群全体から見れば問題ないですよ。緊急時に県に連絡が取れない場合には、担当者同士の交流もある隣接した市町村で、余裕があれば回してもらおうようなことで緊急時の対応策とすることもできるかと思えます。
【佐藤委員】	クマは移動しますので。融通については市町村間の話し合いで対応できると思いますので。ぜひ、検討をお願いしたいと思います。
【由井委員長】	各振興局単位ごとに地区管理協議会がありますので、県で検討して頂いて、地区管理協議会の中で統括責任者がうまく配分できるのであれば可能かもしれないということで、検討していただきたいです。  それでは(3)その他 狩猟期間の変更について、事務局より説明をお願いいたします。 途中退席する委員がいますので、 の次に 、 の順で進めます。
【事務局】	「4 議事(3) 狩猟期間の変更について」資料により説明
【由井委員長】	それでは、ただ今の説明につきまして、別紙1にあるように、15日前倒しにして後ろの方は切り上げるという事で、総期間は変わらないということです。 その趣旨は以上説明されたとおりです。いかがでしょうか。

<p>【菅野委員】 (岩手県猟友会)</p>	<p>別紙1で気になる箇所があります。確かに、環境審議会の自然・鳥獣部会でこのような趣旨の発言をしたのは私ですが、この表現の中の狩猟者の安全を守ることが理由となっている部分です。</p> <p>今、シカもイノシシも狩猟期は11月1日からとなっていますが、やはり大型獣については統一して11月1日からというのが適当ではないかと考えています。もう一つは、人間を怖がらない野生鳥獣が今大変増えているわけですが、山で勢子に追われて、或いは銃の音を聞いて人間は怖いものだという事を覚えてもらう。そのような意味から前倒して頂きたいというのが一つ。</p> <p>それから、先ほど岩手県全体の生息頭数を聞いたのは実はこのためだったのですが、11月1日から2月15日まではだめなのかというのがもう一つの質問です。</p> <p>狩猟者の中には穴グマ猟を専門にする人もいますし、穴グマはやらないという事で最初からシカ猟、イノシシ猟をする人もいますが、シカ、イノシシの狩猟が始まっているときの、クマの錯誤捕獲を防ぐためにも11月1日からというのが適当ではないかと思えます。</p> <p>狩猟者の安全を守るために期間の前倒しというのは、別の表現に変えていただきたいと思えます。</p>
<p>【由井委員長】</p>	<p>後半の2月15日までのほうは残すということは、法的には可能ですか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>特定計画の推進のためには可能です。</p>
<p>【藤澤委員】</p>	<p>私、狩猟者の立場からですが、伝統的な穴グマ猟というのがありますので、これが猟期を切り上げられますと、かなり影響があるということでの反発は頂いております。</p> <p>狩猟者の安全を確保するためであれば、猟期を半月前倒しするだけという形であればよろしいかと思えますが、いかがでしょうか。</p>

<p>【青井委員】</p>	<p>常々、クマを捕るならわなの有害捕獲で捕るより、山の狩猟で捕るべきだという事をずっと申し上げてきましたけれど、そのような意味でも、シカの狩猟が始まる11月1日に合わせて捕れるようにしておくということは、クマに与えるインパクトという意味を含めて意味があるかと思います。</p> <p>ぜひ11月1日からでよろしいかと思ひますし、できれば後半ももう少し延ばして穴グマ猟もできるような状況というのもあっていいかと思ひます。</p> <p>いずれ、捕獲上限が決まっている訳なので捕りすぎるという事にはならぬだろうと思ひますし、クマに与える影響という意味ではわなに入ったら最後、その場で死んでしまう駆除よりも、山で人に追いかけてられているクマが増えるという事の方が人間の怖さを教えるという意味でもそれなりに意味があると思ひますので。ぜひ、前倒しを支持したいと思ひます。</p>
<p>【由井委員長】</p>	<p>11月1日から15日までは人間も動きやすいですから、先に穴に入る前のクマをたくさん捕ると穴グマ猟で捕る数が減りますよね。それはやむを得ないですか。</p>
<p>【菅野委員】 (岩手県猟友会)</p>	<p>15日間期間が前に延びたという事であれば、特に穴グマ猟専門の猟師から不満は出てこないだろうと思ひます。</p> <p>逆に、後半を短くされたという事であれば、若干不満があるのではないかという事です。</p>
<p>【由井委員長】</p>	<p>今、地球温暖化で山の木の葉が遅くまで付いています。なかなか落ちないので狩猟期間を前倒しにした場合の一般の方への事故の危険性はどうか。</p> <p>例えば11月1日くらいだと、まだ山で遅出のキノコ、ナメコやエノキタケとかを採る方が山の中にいて、シカでもイノシシでもないということで、クマだと思ひて撃たれる可能性があると思ひます。</p> <p>少なくとも黒い服は着ていかないようにということになりますが、その辺の安全性の問題は大丈夫ですか、クリアできますか。</p>
<p>【菅野委員】 (岩手県猟友会)</p>	<p>それは大丈夫だと思ひます。イノシシ、シカについては11月1日から猟期が始まっていますので。</p> <p>クマだけは15日からということで別々にされるよりは、大型獣の狩猟の始まりは同じという方がいいです。</p>

【由井委員長】	<p>ただ、特にナメコはブナの方に採りに行きますが、そこはクマが越冬するために戻ってくる場所です。そこでちょっと時期的に重なる気はします。ブナの生えている所は逆に遅い時期まで入猟禁止にするとかができれば安全だと思いますが、それは非常に難しいですね。</p> <p>地域に周知するという事と、それからハンターの方もキノコ採りで山に入っている方に注意するという事を、予め周知しておかなければいけないと思います。</p> <p>これが今ここで賛成だという声が多ければ、今後どのような段取りで決めていきますか。</p>
【事務局】	<p>まずは関係団体等から意見聴収します。特に問題がないということになれば、最終的には環境審議会に諮って施行します。</p>
【由井委員長】	<p>その間に一般の方から、パブコメのように意見も聴取できますか。</p>
【事務局】	<p>狩猟期間については、パブコメの対象に該当しませんので、関係機関や団体から意見を聴取していくという形になります。</p>
【由井委員長】	<p>そうですね。人間に対する安全が確保できて、総捕獲数の上限の範囲内ということであれば大きな問題はなさそうな気はします。</p>
【宇野委員】	<p>私も青井先生と同じ理由で大賛成ですが、延長した後は、管理年次も11月1日からに変更するという考えでよろしいですか。</p>
【事務局】	<p>管理年次は狩猟期をスタートとしていますので、狩猟期が前倒しとなれば管理年次も変更する必要があります。</p>
【由井委員長】	<p>藤村委員もよろしいですか。</p>
【藤村委員】	<p>はい、特に問題はありません。</p>
【由井委員長】	<p>分かりました。</p> <p>今までの皆様の意見では、全体がそれでいいというように伺いました。2月15日は残して、前倒しの15日間膨らむということです。よろしいですね。</p> <p>それでは、次に議題の3)その他 錯誤捕獲の対応について、提案のあった藤村委員から説明をお願いいたします。</p>

【 藤 村 委 員 】

錯誤捕獲について、岩手県ツキノワグマ研究会の藤村から発表させて頂きます。

本県ではご存知のとおりニホンジカが全県的に増えてしまい問題になっています。今後はイノシシが北上を続け、他県と同様にイノシシの農林業被害が増えてくるのではないかと懸念されております。

今回、9月8日から11日まで富山県の富山大学にて日本哺乳類学会2017年度大会が開かれまして、その中の自由集会で「錯誤捕獲の現状とその課題」という事について専門家の方から発表がありました。そこに私も参加したので、今回の検討委員会の方で触れさせて頂きたいと思っております。

その中で、長野県は本県と同様にツキノワグマの被害が毎年起きて、人身被害、果樹の被害が多い県でもありますし、今までも長野県と岩手県ではかなり保護管理等では交流を持っている、ゆかりの深い県でもあります。長野県はシカ、ニホンザル、イノシシ、クマ等それぞれの獣害被害が大変多い所ですが、本県と同様に人口が減少していて、役所としては歳入の減少、それに反して加害獣が増えている状況です。長野県小諸市ではかつて250人いたハンターが現在48人に減少してしまったというように、人口が減っている、ハンターも減っている、予算も減っているという中で害獣が増加して被害も増えています。

そのような中で国策として野生鳥獣による被害を防ぐために、積極的に駆除しなさいという流れがあるわけですが、結局ハンターも減少している中で、加害獣を効率よく多く捕るためには、わなによる捕獲が増えてきます。わなではくくりわなと箱わながありますが、特にくくりわながかなり増えて、その管理が不適切に行われているという報告でした。私も大変驚いたことは、くくりわなの錯誤捕獲にツキノワグマも含まれますが、国の天然記念物のカモシカもかなりの数が錯誤捕獲されているということです。四つ足動物ですから、前足と後ろ足で計4本ありますが4本とも手首から先が切れてしまっているカモシカもいるということでした。つまり4回そのカモシカはくくりわなに錯誤捕獲されて、それでもなお自分の手足を引きちぎって生きているというような悲惨な現状も今回の自由集会で報告されました。

そのような現状の中で、どうして改善がされないかという、先程のように国策として、特にイノシシとシカを獲りなさいということですすめていますので、当然ながら猟友会としては少ない人数で効率よく捕るためにはわな猟が必要になります。特にくくりわなが増えてくると錯誤捕獲が増えてくるという悪循環がありますが、それを分かっているながら行政としてもあまり猟友会の方には圧をかけられないようです。行政から猟友会に対して錯誤捕獲の管理、あるいは錯誤捕獲を減らすように圧力をかけると逆に猟友会の方から捕獲の協力を得られ

	<p>なくなるというような流れがあるということです。</p> <p>このようなことが今、他県で問題になっています。そこで、本県でも今後イノシシが増えてくる事によって、さらに県内でくくりわなが増えてくることが予想されておりますし、同時に現在長野県や西日本で問題になっている錯誤捕獲でクマ、カモシカ、その他キツネやタヌキとか、ひどい例ですと、ペットで飼っている犬とか猫とかがわなにかかったという例もあるそうですけれど、そのような状況が当然本県でも危惧されます。</p> <p>最後にその自由集会が終わった後に錯誤捕獲について質疑応答があった際、私から錯誤捕獲の違法性について質問したところ、環境省の担当の方から錯誤捕獲は明らかに違法ですという回答を得ました。</p> <p>つまり錯誤捕獲は違法。犯罪とまでは言わないとしても違法です。ところがその違法な行為が日常的に行われていて、警察もそれに対して取り締まりも行っていないし、行政も黙認状態であるというのは正常な状態ではないと思います。</p> <p>岩手県では現在特になんともは思いますが、将来を見据えて、その適正な管理を行うためにも、錯誤捕獲問題について県で検討して頂ければというのが今回の発言の趣旨になります。</p> <p>最後に一つ、資料につけたくくりわなの商品ですが、これに関しては、長野県の佐久市の行政の方が、このわなでは今まで錯誤捕獲がないという事で推奨されているようです。くくりわなを使うのであれば、そのような錯誤捕獲対策が行われているようなくくりわなを行政として推奨するとか、あるいは県で錯誤捕獲をしないようなわなを開発するとか、そのような努力をぜひして頂きたいと思います。以上です。</p>
<p>【由井委員長】</p>	<p>宇野委員から他県の状況等お願いします。</p>
<p>【宇野委員】</p>	<p>そうですね、私は宮城県で放獣作業を結構していますが、岩手は非常に広いので、現場に行くまで確実に時間がかかってしまうことがありますので、そこまで地元の猟友会の方が待てるかという問題があります。</p> <p>錯誤捕獲に関連して、くくりわなが多いですが、イノシシのわなでもかなりあります。今後イノシシが分布すると、くくりわなよりも恐らく、はこわなが広がるとは思いますが、はこわなにエサを入れると大体クマが来ます。今回、研究会で発表する予定ですが、80機ぐらい囲いわなや、箱わな等を設置した内の74機にはクマが来ました。これは92%です。それも来るのは平均二週間です。これらがクマの餌付けも進めているし、錯誤も増やしているような気がするので、くくりわなだけではなく、囲いわなとの兼ね合いですね、やはりこの問題を考え</p>

	ていかなければならないと私は思っております。
【由井委員長】	ありがとうございます。それでは県の方で対応がありましたら説明をお願いします。
【事務局】	県の対応について説明
【菅野委員】	藤村委員にお伺いしたいのですが、長野県ではくくりわなの直径は何cmを使っているか聞きましたか。
【藤村委員】	具体的には聞いていませんが、直径12cmの規制がありますけど、最近ではいつの間にか最短距離が12cmというように解釈されていて、結局秋田の曲げわっぱのように、楕円形となって、短い辺が12cmで横はいくらでも長くできる。つまり、いくらでもわなを広げることが出来ますから大きくなればなるほど捕獲効率が良くなり、また、当然ながらツキノワグマ等、他の動物の錯誤捕獲も増えるという説明はされております。
【菅野委員】 (岩手県猟友会)	楕円になったのは大きくするためじゃなくて足の上の方にワイヤーを持ち上げるためにこういう楕円になったんですよ。上に掛けた方が確実だということです。もしかすると長野の方では20cmまで使っている方がいるのかなと思ったので。以前、「関西の方の会社から通信販売でわなを取り寄せたら、『20センチまでOKです』ということで、買ったらくてさ」という人がいて、「駄目だよ。使えないよ。」というお話をした事があります。もしかしたら、そういう20cmのわなを使っているかもしれないですね。
【由井委員長】	<p>そうですね、県で買って貸与して、本当に錯誤がないか確認する必要がありますね。この問題は非常に大きいですが、カモシカ、シカの錯誤捕獲とイノシシは他に検討委員会がありますので、そちらにお任せして、クマの錯誤捕獲をどうするかという事に絞ってここでは検討したいと思います。</p> <p>例えばこの藤村委員が紹介したわなが本当に有効であれば、これが一つと、もう一つは箱わなをどうするかと、箱わなに来ないようにするにはエサの問題がありますが、私がクマネットワーク等でよく言っているのは、クマはヘビが嫌いなのでヘビの抜け殻でもいいから匂いをはこわなに塗っておけば、クマはかなり嫌がるのではないかと思います。</p> <p>これは1993年の森林野生動物研究会の秋田阿仁牧場の現地研修会の時に、その担当の飼育員の方が子グマにシマヘビの抜け殻をエサ</p>

	<p>だと思わせてやろうとしました。2 頭の子グマが喜んで寄って来たけど、匂いを嗅いだ途端に 10m 位すっ飛んで行って地面に鼻をこすりつけて、ヒーヒー鳴いていたわけですよ。だから、本能的にヘビの匂いは嫌いなんじゃないかと思います。</p> <p>あとはもう一つは、テレビでも以前にやりましたけれど、登別のヒグマ牧場で、生きているアオダイショウを投げ込んだら 10 数頭いるヒグマの 9 割は泡吹いて逃げ回っていました。</p> <p>アメリカでの最近の雑誌にヘビの事が載っていて、毒ヘビがいる所ではアメリカのアメリカクロクマはヘビを嫌うとありました。ただ、動かないと気付かないようです。クマは目が悪いせいもありますけど、匂いだけではあまり反応しなくて、動く逃げるといことです。</p> <p>でも、先程の阿仁牧場の子グマは匂いだけでも逃げていっています。そうすると、漢方薬屋でヘビの皮でも仕入れるかして、まず実験して欲しいと思っています。ぜひやってみて、それが本当に有効であれば非常に画期的だと思います。そういう事もあるのでこの錯誤捕獲のなくくりわなも含めてですね、まず色々実験してみるという事が必要だと思います。</p> <p>本質的にどうするかというところで何かご意見がありましたらどうぞ。</p>
<p>【青井委員】</p>	<p>本質的でない所からですが、今のヘビの話で言うと、私も秋田の阿仁のクマ牧場でヘビを実際投げ入れる実験を大分前にやりました。やはり、登別のクマ牧場と同じで一斉にワッと逃げるとい、或いは口から泡を吹き出して警戒する、という行動を確実に確認しましたので、ツキノワグマでもヘビを嫌がるというのは間違いないと思います。</p> <p>ただ、クマはそのような実験を結構やられてますが、シカは果たしてヘビから逃げないかと言われると、誰も実験していないのでわかりません。ヘビの怖さで他の動物も来なくなるという可能性も検証する必要があるのかなと思います。それはまあ、ちょっと余談でした。</p> <p>それで先程のお話で、錯誤捕獲した場合、放獣できない場合は有害駆除に切り替えて捕殺するというお話がありました。その手続きはいいと思いますが、その場合の有害駆除もさっき話題になった事前の配分数の中から使えますか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>事前配分頭数については、恒常的な被害がある場合に使える許可でするので、このような対応については 1 件ごとに申請する通常の捕獲許可になります。</p>



<p>【青井委員】</p>	<p>そうすると、若干手間がかかるという問題がありますね。それを嫌がらずにやってくれるかどうかという問題がこの場合は生じると思いますが、それは検討の余地があるかと思えます。いずれにせよ、「有害駆除に切り替えて手続きできる」ということがハンターの皆さんに周知される事がひとつ大事だと思います。多くの方は違法だということを薄々感じているので、あまり公にしたくないという思いがあって密殺して捕獲統計に出ないという問題が非常に大きいと思えますね。だから、錯誤してしまった場合に届け出て、捕獲数の実績につながるような体制を整えるというのが非常に重要で必要だと思うので、それは大いにやるべきだと思います。</p> <p>もう一方では、やはり、錯誤捕獲した場合に、即有害駆除だということだけではなく、放獣体制というの、ある程度整備していくことも必要だと思います。これは以前から言っていますが、各振興局におられる獣医師の方で対応できるような制度をつくる努力を引き続き続けるという事と、環境保健研究センターに麻醉銃があるそうですので、近場の場合はセンターの技術職員が行って対応できるようなこともそろそろ本格的に考えて、適正な有害駆除を進める一方で放獣体制について真剣に検討するという両面でやっていく必要があると私は思います。</p>
<p>【由井委員長】</p>	<p>わなで捕まった場合には人力で抑え込むのは困難なので、麻醉銃で眠らせて外して逃がすしかないですね。はこわなの場合は、うまくいけば開ければいいですか。</p>
<p>【菅野委員】 (岩手県猟友会)</p>	<p>はこわなの場合は、クマが脱出できるように上に脱出口がありますが、脱出口のないわなも販売されていますので、注意が必要です。</p>
<p>【藤澤委員】</p>	<p>盛岡では、昨年度にシカのわなにクマがかかった錯誤捕獲がありました。わなの直径の12cmが先程から問題になっていますが、指先が掛かっていてましたが、12cmは間違いなかったと思います。</p> <p>私たちは錯誤捕獲は違反ということが頭に入っていますので、今日はいらしておりませんが、辻本園長さんに来て頂いて麻醉をかけた上で放獣しております。盛岡の場合はやっぱり錯誤捕獲は違反だということを猟友会で認識を徹底しております。やはり大前提として、この認識を持っておかないとクマもシカも一緒に捕ってもいいというわなのかけ方をしてしまって問題があると思います。やはり前提として錯誤捕獲は放獣をするべきだという事を県の方でも指導をやっていた方がいいのではないかと思います。</p>

【由井委員長】	<p>では、それは必ず通知に付けて送って、放獣ができれば最も望ましいという事と、そもそも錯誤捕獲をしないシステムを使ってくださいという事ですね。</p> <p>県も環境保健研究センターで色々研究されておりますし、岩手大学でも研究されていますから、今日出た話題につきましては検討して頂きたいと思います。</p> <p>それでは、最後になりましたが、注意喚起について 注意報等発表要領の改正について、事務局より説明をお願いします。</p>
【事務局】	「4 議事(3) ツキノワグマの出没に関する注意報等発表要領の改正について」資料により説明
【由井委員長】	では注意報等発表要領の改正等につきまして、ご意見ありましたらお願いいたします。
【菅野委員】 (東北森林管理局)	<p>一点よろしいですか。</p> <p>2の(1)(2)に「その他ツキノワグマによる人身被害等の発生や拡大が懸念されるとき」という、「その他」というのはどのようなことを想定しているのでしょうか。</p>
【事務局】	注意喚起のための要領ですので、人身被害や出没件数が多い以外の、想定していない事例が出た場合と考えております。
【由井委員長】	<p>去年、鹿角で複数の方が亡くなりましたが、あのような異常事態が起こった時とかですね。</p> <p>その場合、その地域だけの注意報や警報なのか、県全体に出すかということになりますが、地域限定でも出せますか。</p>
【事務局】	クマについては移動もあるので、県全域を想定しており、地域を限定することは想定していません。
【由井委員長】	<p>そうですね。ただ、ブナやナラ等の豊凶が奥羽山脈と北上高地で違いがあるので、地域限定の注意報・警報もあり得ると思いますけど、今までのところは考えていないということですね。</p> <p>一般の方に啓蒙する分には広くてもいいけれど、一部地域のことで過剰に反応することも心配があります。そこは県の方で適宜判断していただくということをお願いします。</p>
【中村委員】	1の目的ですが、出没が多発して人身被害や農畜産物被害が増加す

	<p>ること予測される場合とありますが、2の発表基準には全くその農畜産物の事が書いていません。この目的であれば、農畜産物の被害等が想定される場合の項目もなければならぬのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。</p>
【事務局】	<p>基準としてできるものがあれば教えて頂いて、加えられるものであれば加えていきます。</p>
【由井委員長】	<p>2の発表基準(1)エの、その他人身被害等の「等」に入っていると私は理解しています。</p> <p>それは県の方で検討してください。</p> <p>その他ありますか。</p>
【青井委員】	<p>2(1)アですが、「前年秋のブナ・ナラ等の結実が並作又は豊作になったとき」とありますが、そもそも、前年秋の豊作と出没が本当に関係しているのかというあたりに一つ疑問があります。</p> <p>確かに子供がたくさん産まれるというのは言われていますが、実態としては0歳連れの親子はそうそう人前に出てこないで、果たして前年というのが適切かというのが一点と、それから「並作又は豊作になったとき」とありますが、コナラやクリは多く生っている年が結構多いです。今年も結構生っていますけど。</p> <p>そうすると、毎年これに従うと出さなきゃいけないということにもなりかねないので、ちょっとどうなのかな、という疑問を感じます。</p>
【由井委員長】	<p>はい、これはですね、かなり短く書いてありますが、実際には基準に合致したときは各委員の方に意見を聴いて判断しますので、その時にも意見は出せます。</p> <p>前年秋に限らないのは確かですね。要するに、2年ぐらい経って2年子が出てきた時が一番走り回っているのです。そのあたりの文言については県で青井委員と相談して確認してほしいと思います。</p> <p>他にございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。もし何かありましたら事務局の方に連絡してください。</p> <p>議題は終わりますが、一つだけお願いしたい事があります。</p> <p>資料集の5ですね、資料集5に注意報の発表本文がありますが、その中の下の枠内に、「クマ鈴や笛、ラジオ」と書いてあります。</p> <p>資料3-1の今年的人身被害の一覧を見ると、鈴を付けていても事故に遭われた方が4人程おられます。新聞にも鈴を付けていても効果が</p>

	<p>ないと言う人もおりますし、もちろん鈴もいいですが、最近「クマに遭ったらどうするか」という姉崎等さんのヒグマについての本がありますが、この本では、クマ対策のトップはペットボトルの空のやつをペコペコ鳴らして歩くのが一番いいと書いてあります。私は実際やっていますが、鉄砲撃ちではなく、山にほかの用事で行く人はなんでも騒がして歩いた方がいいと思います。</p> <p>このような注意報も、いつまでもクマ鈴というと、もしかしたら、逆に被害に遭ってしまう可能性もありますので、このような対策も検討して周知して欲しいと思います。</p> <p>今日はこれで私の分の議事は終わります。どうもありがとうございます。</p>
【 事 務 局 】	「 5 閉会」